

## 報告第34号

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年10月24日
- 2 損害賠償額 30,580円
- 3 相手方 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
住友三井オートサービス株式会社  
代表取締役社長 佐藤 計
- 4 事故の概要 令和5年10月2日正午頃、相手方車両が市内鴨宮223番付近の認定外道路において、道路側溝の上を通過したところ、がたついていた側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両下部を破損した。